

—著 作 物—

# フォント・タイプフェイスの保護

会員 丸山 溫道\*

## 【相談】

私の手書き文字で作成したタイプフェイス（書体）をスキャナで読み込んでフォントを作りました。皆さんに使ってもらおうと思い、インターネットで公開しました。そのとき、「このフォントの無断転載・配布は禁止します。このフォントはフリーフォントですが、商用使用時、雑誌掲載時等には私に連絡して下さい。」と付記しておいたのに、ある業者が、私のフォントを組み込んだメールソフトを、私の作ったフォントであることを隠して有料で販売しています。

e. 縁とり、花飾り、花野、模様のようなオーナメント。

上述のようにフォントはプログラムを含む概念であり、デザインであるタイプフェイスとは切り分けて考えられていますが、一般には、タイプフェイスのことをフォントという言い方も通用しています。

以下タイプフェイスのことを「書体」といいます。

## 2. 判例等

### (1) タイプフェイス・書体

まず、書体が著作権法で保護されるかどうかについては、過去の判例では、否定的に取り扱われてきました。

有名な判例として「八木昭興対桑山三郎・柏書房事件」（ヤギ・ポールド）があります（東京地判S54.3.9、東京高判S58.4.26、最高裁1985年4月和解）。原告のデザインの書体を、被告が無断で書籍に掲載したとして、訴えを起こしたものです。東京地裁と東京高裁はいずれも、書体に著作権を認めず、原告の訴えを退けました。その理由として、『書体に著作権を認めることは、万人共有の文化的財産である文字などについて、特定の人に排他的な権利を独占させることになる』ことを挙げています。

また「モリサワ対エヌアイシー事件」（大阪地判H1.3.8、大阪高裁1990年3月和解）も、タイプフェイス・書体に著作権を認めないと判決です。大阪地裁は「本件書体のような文字の書体であって、なお、著作権法の保護の対象になるものがあるとすれば、それは、当該文字が持っている本来の情報伝達機能を失わせる程のものであることまでは必要でないが、当該文字が本来の情報伝達機能を発揮するような形態で使用されたときの見やすさ、見た目の美しさだけでなく、それとは別に、当該書体それ自体が、これを見る平均的一般人の美的感興を呼び起こし、その審美感を満足させる程度の美的創作性を持ったものでなければならない

## 【相談解説】

### 1. 定義

「フォント」とは、「タイプフェイスを具体的な記録や表示、印刷などに利用できるようにしたハードウェア、ソフトウェアをいう。活字や文字盤のような形態として相似的に収容したものをアナログフォント、ドットやアウトライン等のデジタルデータに変換し、光・磁気媒体等に収容したものをデジタルフォントと呼んでいる」とされています（「望ましいタイプフェイス法的保護のあり方」日本タイプグラフィ協会）。

タイプフェイスとは、記録や表示、印刷などの文字組に使用するため、統一的なコンセプトに基づいて作成された次に示す文字または記号等の一組のデザインをいいます（同上）。

a. 日本文表記用のひらがな、カタカナ、漢字をセットとしたもの。通常濁音、半濁音、拗・促音、句読点、記号などの付属物を伴う。

b. 特定の使用目的を持つ一組の仮名（ひらがな、カタカナ）。

c. アルファベット及び記号等。

d. 数字と定式記号、慣用されるシンボル、科学記号等の図形的記号。

\* 日本弁理士会 H17年度著作権委員会  
実務ガイドライン作成部会

と解するのが相当である。(中略) 原告の書体は実用性の強いものであって、美的創作性を持っていない。したがって著作物性を認めることはできない。」と判断しています。

以上のように、書体が著作権法上の著作物（著作権法2条1号）であるためには、美的創作性を持つことが必要とされました。また、著作物とならない実際上の理由として、万人共有の文化的財産であり、特定の人に排他的な権利を独占させることは好ましくないことがあげられました。これは、書体が著作権法で保護されないのは、それが実用品であることの他に、もし著作権を認めてしまうとそれを手本に改良することが困難になるなどの弊害が生ずるためでしょう。

なお、意匠法での保護も書体は物品性がなく、難しいでしょう。

最近、ゴナ・新ゴ事件（著作権侵害差止等請求本訴・反訴事件）[1] があります。ゴナとは、株式会社写研の開発した書体の一つで、現代的なゴシック体のひとつです。新ゴとは、株式会社モリサワが開発・販売している現代的なゴシック体の一つです。

株式会社写研は、新ゴが自社のゴナにあまりにそっくりであるとして、各書体が著作権を侵害していると本訴し・反訴された事件です。一審二審共に著作物性が否定されて本訴が棄却され、最高裁では、著作物性について、『従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性及びそれ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていれば印刷用書体も著作物性を有する』という判断を示しつつ、上告を棄却しました。

[1] 大阪地裁 平5(ワ)2580号他、平9年6月24日判決、棄却（控訴）

大阪高裁 平9(ネ)1927号、平10年7月17日判決、棄却（上告）

最高裁 平10(受)332号、平12年9月7日第1小法廷判決、上告棄却

最高裁の判決理由は、次のとおりです。

「(1) 著作権法2条1項1号は、『思想又は感情を創的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの』を著作物と定めるところ、印刷用書体がここにいう著作物に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を

備えていなければならぬと解するのが相当である。この点につき、印刷用書体について右の独創性を緩和し、又は実用的機能の観点から見た美しさがあれば足りるとすると、この印刷用書体を用いた小説、論文等の印刷物を出版するためには印刷用書体の著作者の氏名の表示及び著作権者の許諾が必要となり、これを複製する際にも著作権者の許諾が必要となり、既存の印刷用書体に依拠して類似の印刷用書体を制作し又はこれを改良することができなくなるなどのおそれがあり（著作権法19条ないし21条、27条）、著作物の公正な利用に留意しつつ、著作者の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与しようとする著作権法の目的に反することになる。また、印刷用書体は、文字の有する情報伝達機能を発揮する必要があるために、必然的にその形態には一定の制約を受けるものであるところ、これが一般的に著作物として保護されるものとすると、著作権の成立に審査及び登録を要せず、著作権の対外的な表示も要求しない我が国の著作権制度の下においては、わずかな差異を有する無数の印刷用書体について著作権が成立することとなり、権利関係が複雑となり、混乱を招くことが予想される。

(2) これを本件について見ると、原審の確定したところによれば、第1審判決別紙目録（三）の書体を含む一組の書体（ゴナU）及び同目録（四）の書体を含む一組の書体（ゴナM。以下、ゴナUと併せて「上告人書体」という。）は、従来から印刷用の書体として用いられていた種々のゴシック体を基礎とし、それを発展させたものであって、「従来のゴシック体にはない斬新でグラフィカルな感覚のデザインとする」というものの、「文字本来の機能である美しさ、読みやすさを持ち、奇をてらわない素直な書体とする」という構想の下に制作され、従来からあるゴシック体のデザインから大きく外れるものではない、というのである。右事情の下においては、上告人書体が、前記の独創性及び美的特性を備えているということはできず、これが著作権法2条1項1号所定の著作物に当たるということはできない。また、このように独創性及び美的特性を備えていない上告人書体が、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約上保護されるべき「応用美術の著作物」であるということもできない。」

このように、書体が著作物となり得るためには、独創性及び美的特性が必要とされました。独創性及び美的特性とは、書家の書いたものと同じように、字形だ

けでも鑑賞に値するものであるといえます。

書体が著作物となり得るために独創性及び美的特性を必要とするという前述の基準に従えば、書家の書いような書体を除き、ほとんどの書体は、それが他人の作った書体であっても、これをフォント化して配布しても著作権侵害とはならないことになります。ただし、不正競争防止法2条1項1号又は3号により保護される可能性があります（東京高決H5.5.24、平成5年（ラ）594）。

## （2）フォント

では、書体を具体的に記録・表示し、印刷などに利用できるようにしたハードウェア、ソフトウェアである「フォント」について保護の現状はどうでしょうか？

フォントの著作物性に関して、パソコン用コンピュータ用フォントのプログラムを違法に複製した者に対して、当該プログラムの複製物の使用差止めと損害の賠償を求めた事案があります（大阪地裁 平成15年（ワ）第2552号）。

原告の株式会社モリサワは、MAC用の日本語フォントプログラムを開発して、平成元年からこれを販売していましたが、被告会社がその業務に使用しているパソコン用コンピュータのハードディスクに、フォントプログラム16書体分及び26書体分の、いずれも原告の許諾を得ていない複製品をインストールし、他の1台のパソコン用コンピュータのハードディスクにも、フォントプログラム23書体分の海賊版をインストールしていました。さらに、被告会社は、その顧客にパソコン用コンピュータの販売を行うに際して、本件フォントプログラムを無料でインストールする旨述べて勧誘を行っていました。

裁判所は、当該プログラムの使用を差し止め、損害賠償金を支払わせる判決を下しました。

この判例のように、フォントを、著作物であるプログラムとして扱い、違法な複製から保護することが行われています。

また、最近、フォントのコピーが問題となりかけた、東風（こち）フォントの話題があります。

東風フォントは、開発者が、明朝体に近い書体を持つ32ドットのビットマップ・フォントを改変自由なフォントだと思って、ウエイトを落とす（文字を細くする）などの変更を加えて字母（原字）を作製し、こ

れを元にアウトライン・フォント化し、独自にデザインした仮名や英数字フォントと組み合わせたものです。

東風フォントはRed Hat OSなど日本語のLinuxディストリビューションのほぼすべてに収録されていましたが、権利侵害の問題があることが判明しました。これは、元にした32ドットのビットマップ・フォント（渡邊フォントと呼ばれている）が、1980年代にタイプバンクと日立製作所デザイン研究所（現在の日立製作所デザイン本部）により開発された商用フォントの書体をほぼそのまま複製したものだったことに起因します。

2003年6月15日、開発者は前述の複製に気づき、一連の経緯が情報サイトのスラッシュドットジャパン（<http://slashdot.jp/articles/03/06/18/1054209.shtml>）に書き込まれたことなどから、この問題が公になりました。現在、東風フォントの公開は停止されています。

この事件は、Linuxなどのディストリビュータに、今まで使用していた東風フォントを割愛させ、問題のないフォントへの差し替えを行わせるなど、広い影響を与えました。

この事件は、製作の元になったフォントが、誰でも利用できるフォントだと思っていたのに、それが商用フォントのデッドコピーであったことを知って、東風フォントの開発者が自主的に配布を停止したものであり、法的問題に至りませんでした。

## 3. 回答

そこで、冒頭の【相談】に対する回答ですが、【相談】の書体の「作者」は、この書体をフォント化し、フリーフォントとして公開しています。しかし、フリーフォントとして公開しても、「このフォントの無断転載・配布は禁止します。このフォントはフリーフォントですが、商用使用時、雑誌掲載時等には私に連絡して下さい。」と注意書きしているように、著作権まで放棄した意味ではなく、せいぜい無償の使用許諾を与えたに過ぎないと判断できます。

したがって、他の業者が「作者」のフォントを組み込んだメールソフトを、「作者」に無断で有料で販売することは「作者」の著作権を侵害するものであり、「作者」は、その無断使用、無断配布の差し止めを請求することができます（著作権法112条）。

（原稿受領 2005.11.30）